



策定までの経緯

- 平成15年3月 ●筑後ネットワーク田園都市圏構想の策定
- 平成18年5月 ●筑後景観憲章の制定
- 平成20年10月 ●筑後川流域景観協議会・準備会でのワークショップによる検討（5回）
- 平成21年5月 ●筑後川流域景観テーマ協定の締結
- 平成21年11月 ●フィールドワークの実施（5回）
- 平成22年2月 ●筑後川流域景観計画（素案）について福岡県景観審議会で審議
- 平成22年2月25日～3月26日 ●意見募集の実施
- 平成22年8月 ●筑後川流域景観計画（案）について福岡県景観審議会の意見聴取
- 福岡県都市計画審議会の意見聴取
- 市町長の意見聴取
- 公共施設管理者の協議・同意
- 平成22年10月 ●筑後川流域景観計画の策定・告示
- 福岡県美しいまちづくり条例施行規則の一部改正の公布
- 平成23年1月 ●筑後川流域景観計画・福岡県美しいまちづくり条例施行規則の一部改正の施行

【問合せ先】

大川市まちづくり推進課	0944-87-2101
小都市都市計画課	0942-72-2111
大刀洗町建設課	0942-77-0101
大木町建設課	0944-32-1064
広川町建設水道課	0943-32-1157

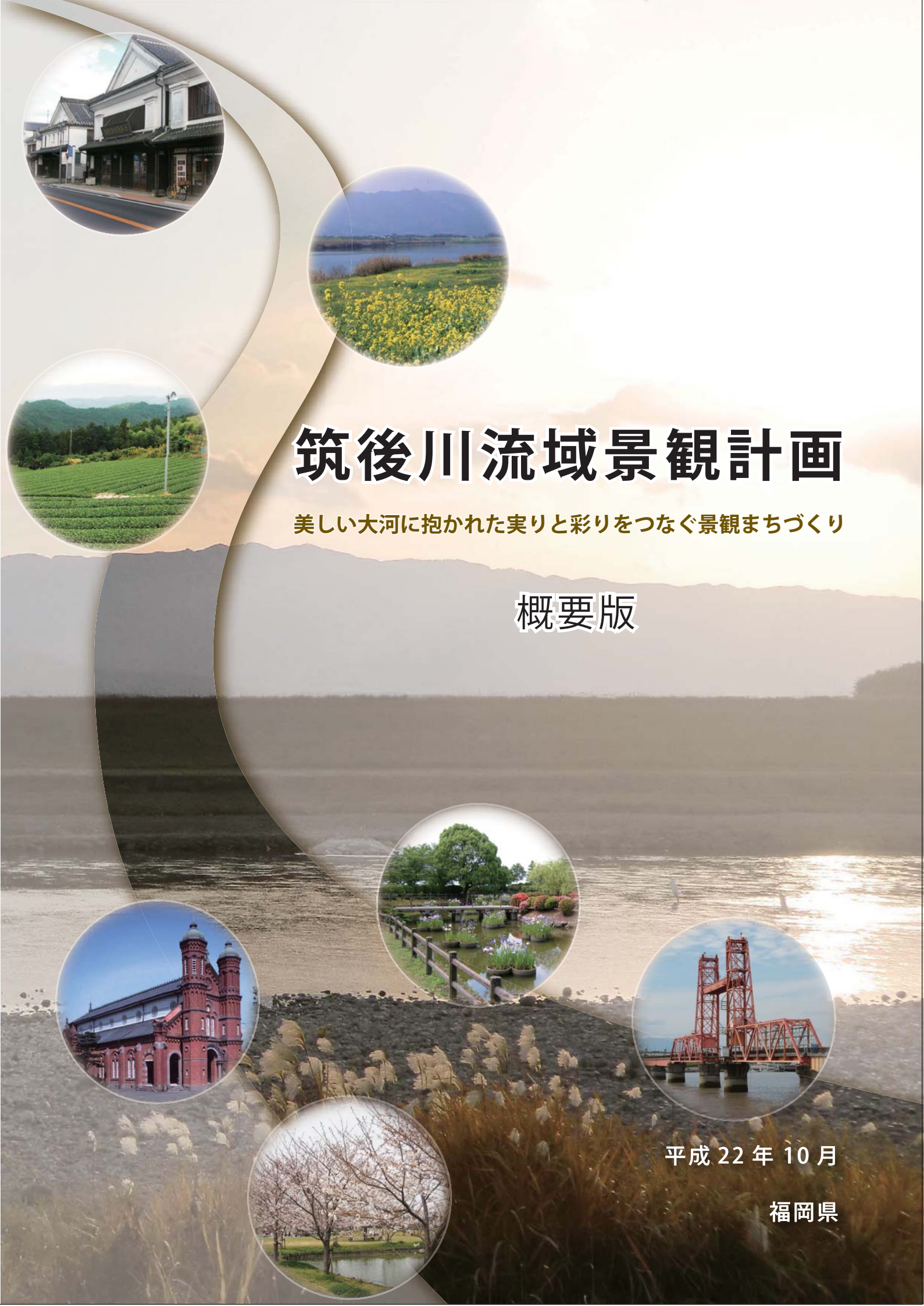
福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 TEL： 092-643-3712 FAX： 092-643-3716
 E-mail： toshi@pref.fukuoka.lg.jp

HP： <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/chikugogawa-keikan.html>

写真上より、風浪宮（大川市）、花立山（小郡市）、陣屋川と菜の花（大刀洗町）、菱採り（大木町）、広川ダムの桜（広川町）

表紙写真（円形）上より、吉井の町並み（うきは市）、筑後川と菜の花（久留米市）、小椎尾の茶畑（広川町）、城山公園（小郡市）、今村カトリック教会（大刀洗町）、昇開橋（大川市）、石丸山公園（大木町）



筑後川流域景観計画

美しい大河に抱かれた実りと彩りをつなぐ景観まちづくり

概要版

平成22年10月

福岡県

■ 景観計画の目的と役割

(1) 目的

筑後川流域は、山並み、田園、河川、道路等において広域的に連続する景観を共有しており、神社仏閣や酒蔵など歴史的な建造物や伝統産業など、流域の歴史を物語る景観資源が多数存在しています。こうした景観を保全・形成するために、『筑後川流域景観計画』は景観法に基づく事項を定めるとともに、市町の境界を超え相互に連携しながら景観の調和と整合を図ることを目的としています。

(2) 役割と位置づけ

『筑後川流域景観計画』は、①市町の境界を超え相互に連携しながら調和と整合を図る計画として、また、②筑後川流域の市町における独自の景観まちづくりの取り組みを支援する計画としての役割を担います。

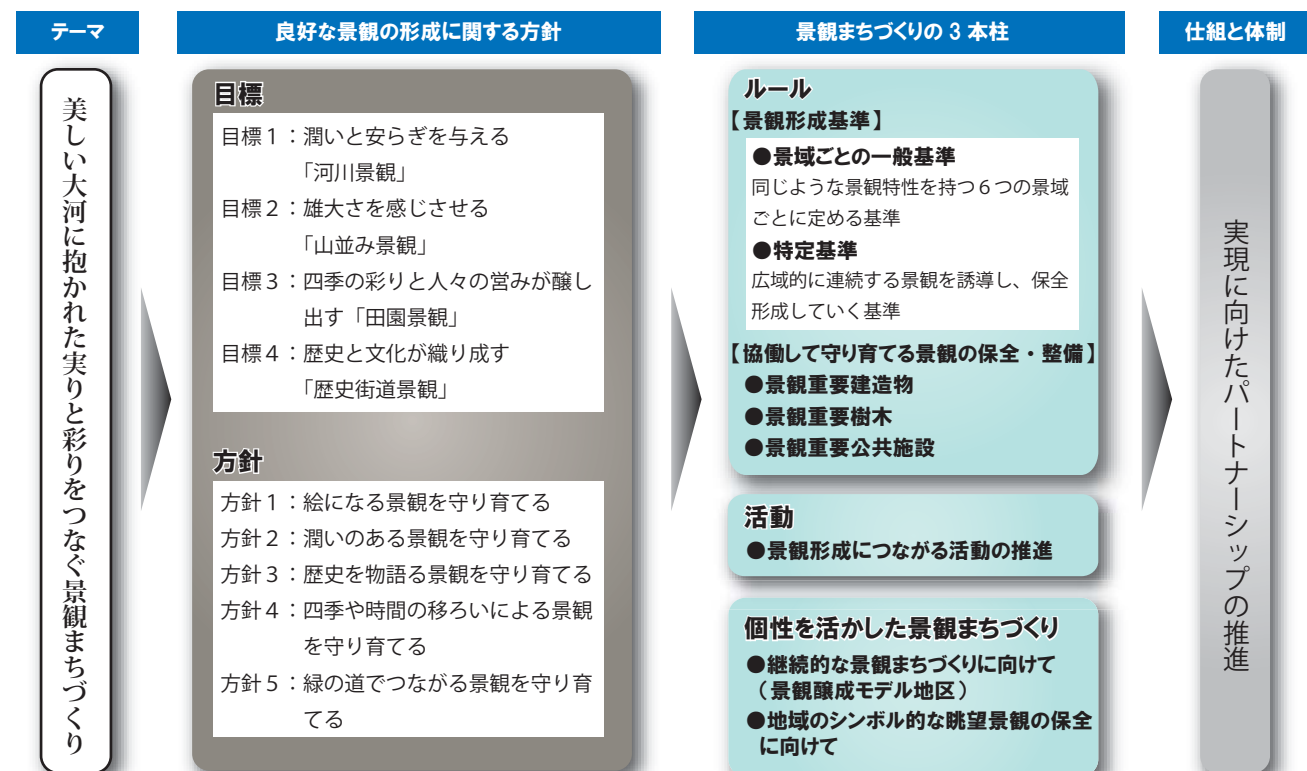
なお、筑後地域における景観づくりの基本理念である『筑後景観憲章』、景観まちづくりを総合的に進めるためのマスタープランである『筑後川流域景観テーマ協定』に基づき、福岡県、久留米市、うきは市はそれぞれの区域ごとに、景観法に基づく景観計画の策定を進めます。



■ 景観計画の構成

この計画は、『筑後川流域景観テーマ協定』のテーマと4つの目標、5つの方針を踏まえ、「ルール」、「活動」及び「個性を活かした景観まちづくり」を「景観まちづくりの3本柱」として構成しています。

また、これらの実現に向け、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政のパートナーシップによる景観づくりを推進する上での仕組みと体制を定めています。



景観形成の効果

「景観」とは、目に見える地域の環境です。言い換えると、地域の地形や風土とともに、そこで繰り広げられている人々の営みや文化、暮らしの在り様として、目にすることが出来るものです。つまり、「景観形成」とは、その景観を通して自分達の住むまちの環境を見つめ直し、まちづくりに取り組むことであり、その効果としては以下のようなものがあります。

◆ 地域の個性を活かした「魅力」を育む

地域には歴史や文化、営みとともに育まれた魅力があります。景観形成を通して地域の資源を見つめなおし、その個性に気づき、地域づくりに活用することで、その地域固有の魅力を育むことにつながります。

◆ 快適な「生活環境」を生み出す

人々は、生活環境において、水や緑による潤い、風情や趣き、賑わいや落ち着きなど、「便利さ」だけではなく「快適さ」や「心地よさ」のような心で感じる豊かさも求めています。良好な景観形成は、その「快適さ」を生み出す取り組みの一つであり、暮らしの豊かさの実現につながります。

◆ 地域への愛着や誇りを育み、「地域力」を高める

良好な景観形成は、「誰か一人が」取り組むのではなく、「誰もが」取り組むことで初めて実現するものであるため、地域への愛着や誇りを持って地域の魅力を共有し、地域が一体となって取り組むことが必要です。それらを通して、人と人とのつながりからコミュニティとしてのまとまりが強まることにより、「地域力」を高めていくことにつながります。

◆ 観光・交流による地域の「活力」を創出する

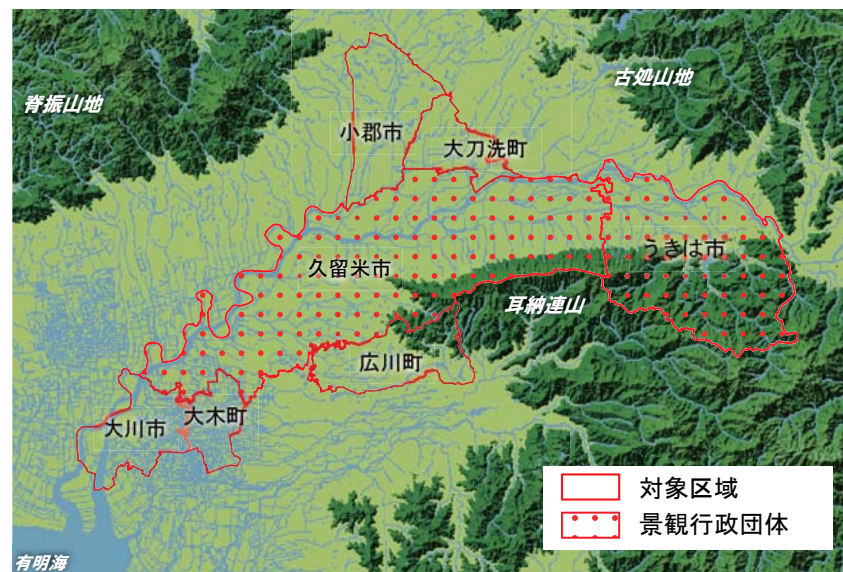
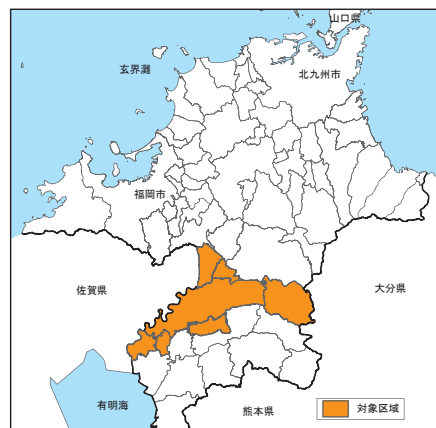
観光とは、キラリと“光る”地域資源を“観て”楽しむことに由来するように、各地の魅力形成する「景観」は、重要な観光資源の一つです。良好な景観形成を図ることにより、地域の「光る」魅力を発信し、地域内外の人々が交流する機会づくりにつなぎ、地域の活力創出による活性化が期待されます。

◆ 地域の魅力が固有の「価値」を高める

景観形成とは総合的なまちづくりです。地域の魅力を育み、そこに住む人々が地域への愛着や誇りを共有しながら快適に暮らしつつけることが地域の文化を育み、地域の活力創出へつながります。この一連の繰り返しが脈々と受け継がれることで、結果として地域が持つ固有の価値を高めることにつながります。

■計画の対象区域

この計画の対象区域は、県内の筑後川流域のうち7市町（久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町）の区域とします。ただし、景観法に基づく「良好な景観の形成に関する方針」「景観形成基準」「協働して守り育てる景観の保全・整備」および「個性を活かした景観まちづくりの推進」については、景観行政団体を除く区域とします。



■届出が必要な行為

良好な景観形成に影響を及ぼすおそれのある以下の行為を行う場合は、「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、県知事への届出が必要となります。

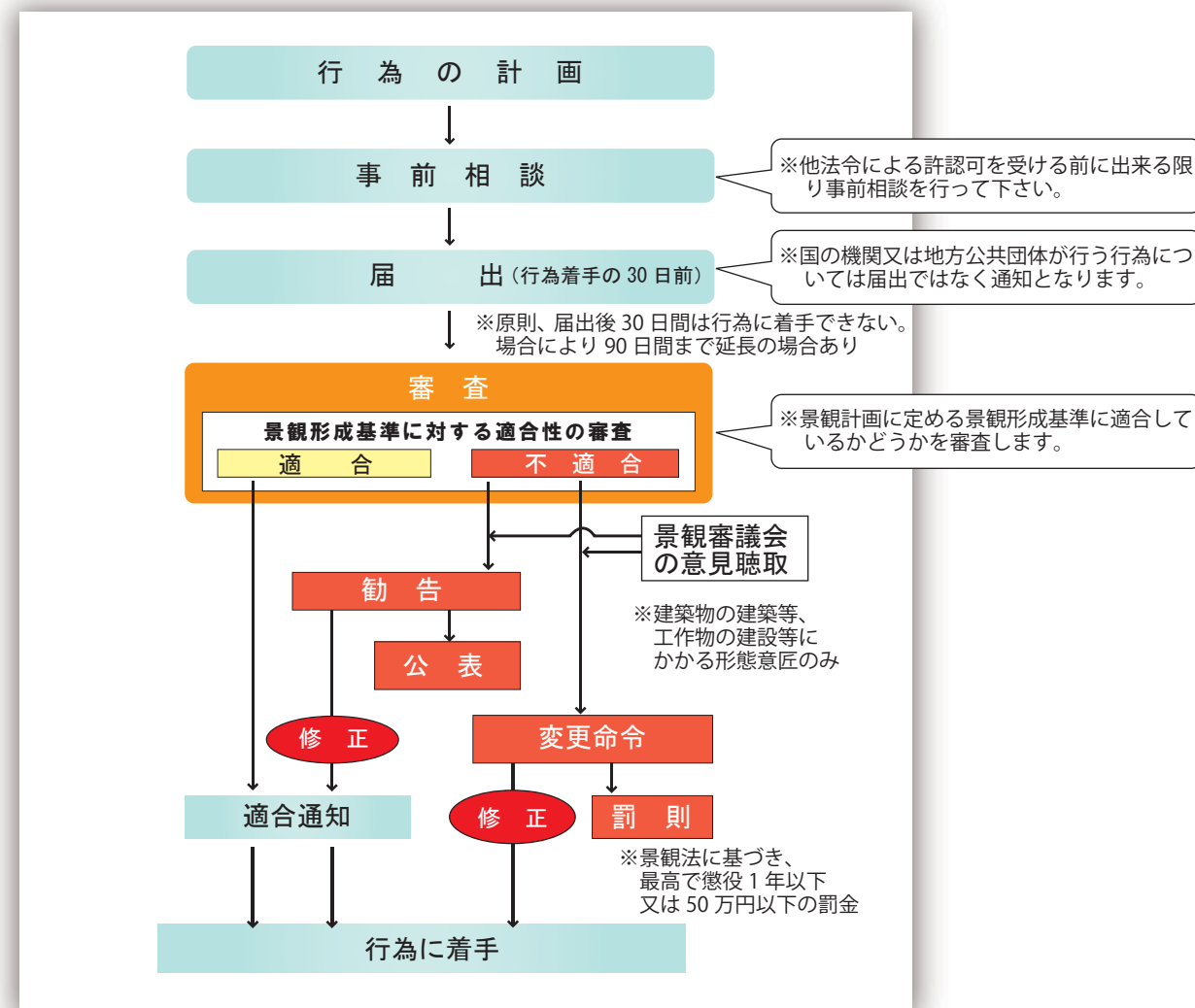
届出が必要な行為	規模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が 1,000 m ² 以上（「店舗等」* 1 は 500 m ² 以上）又は高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の延床面積の合計が 1,000 m ² 以上（「店舗等」* 1 は 500 m ² 以上）又は高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
(2) 工作物 *2 の建設等	
新設、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	・延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」* 1 は 500 m ² 以上）又は高さが 10m 以上の建築物の外観について行う照明 ・* 2 に掲げる工作物で高さが 10m 以上のものの外観について行う照明

- * 1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。
- * 2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。
 - ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
 - ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

■届出等の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
- ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為

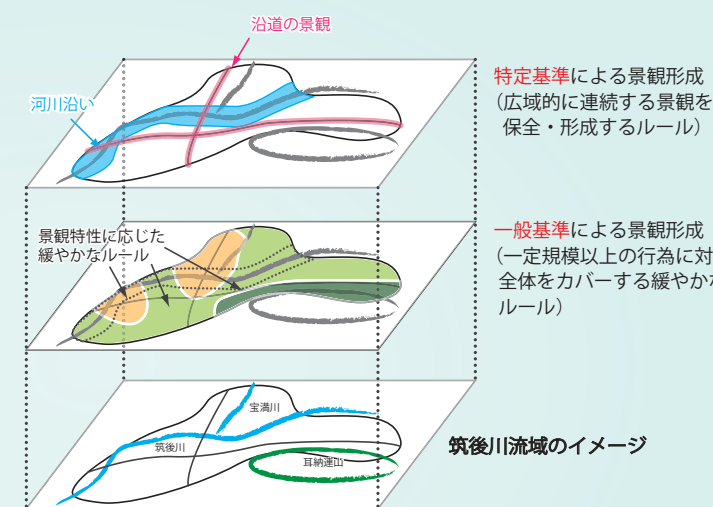
■届出手続きの流れ



■景観誘導の基本的な考え方

ポイント① 2段階のルール

筑後川流域の景観を守り育てるためには、流域内で行われる様々な行為について、みんなが守るべきルールが必要です。そのため、景観を阻害する行為を規制し、調和の取れた景観を誘導するルールとして『景観形成基準』を定めます。景観形成基準は、【一般基準】と【特定基準】により構成されます。



ポイント② 実効性のある景観づくり

「景観法」に基づく景観計画および条例を定めることにより、良好な景観を阻害する行為に対して勧告、変更命令、罰則の適用が可能となりました。福岡県では、この「景観法」を活用し、実効性のある景観づくりを進めていきます。

●届出制による行政の審査と指導

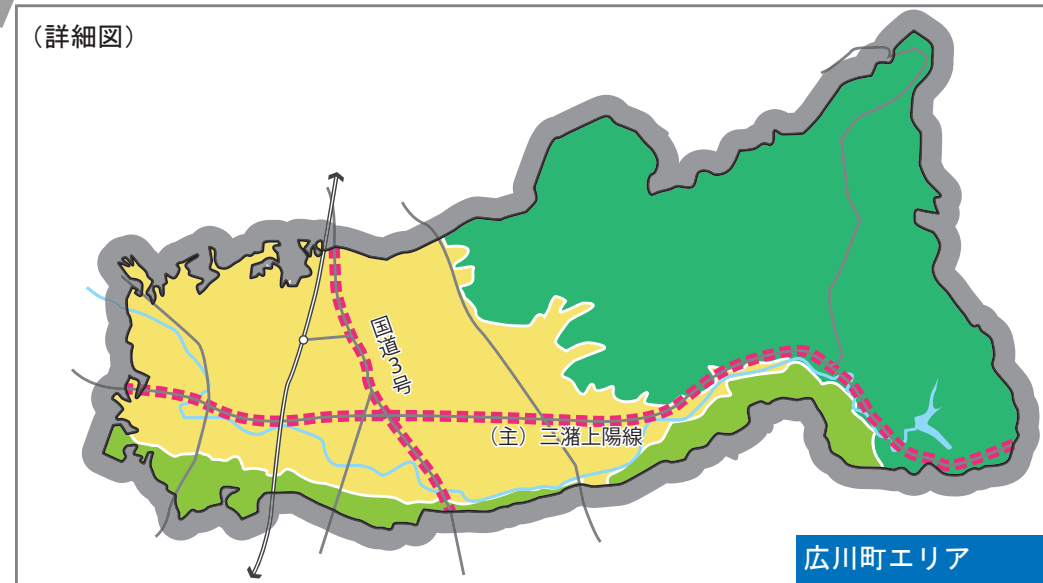
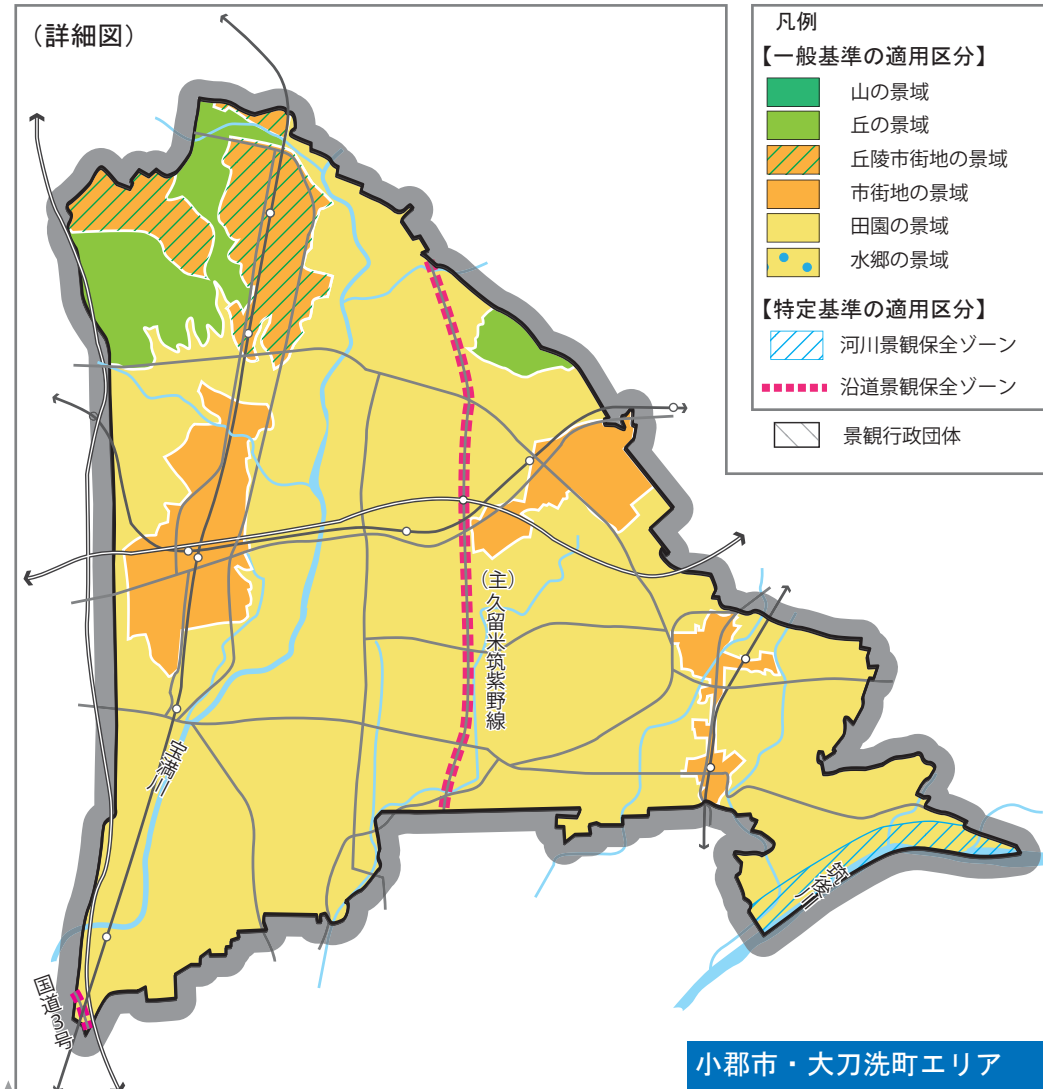
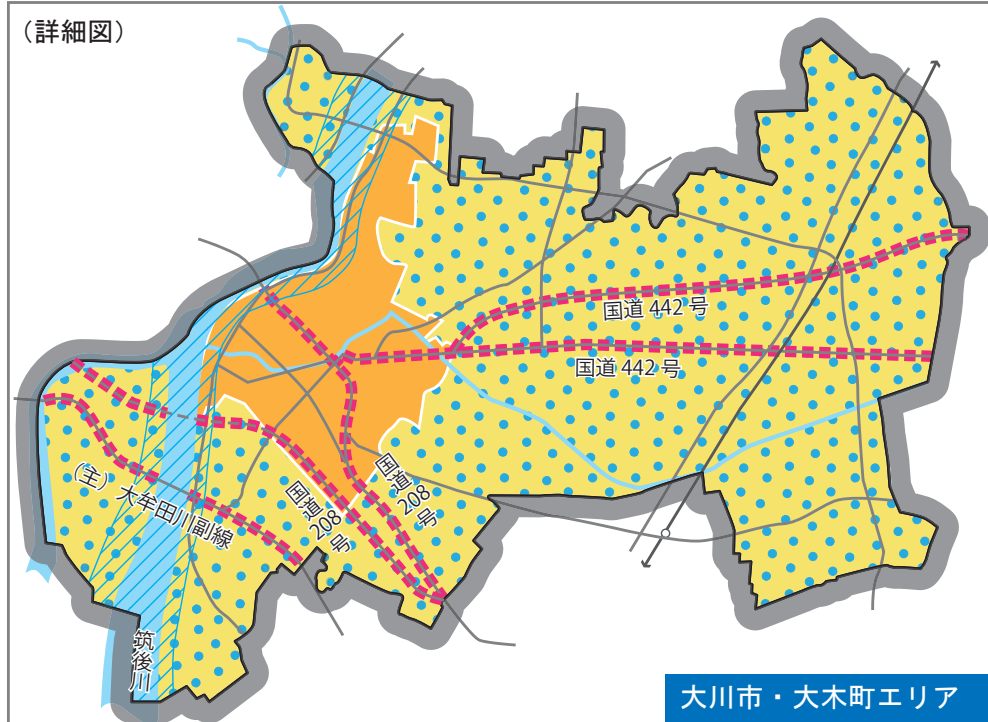
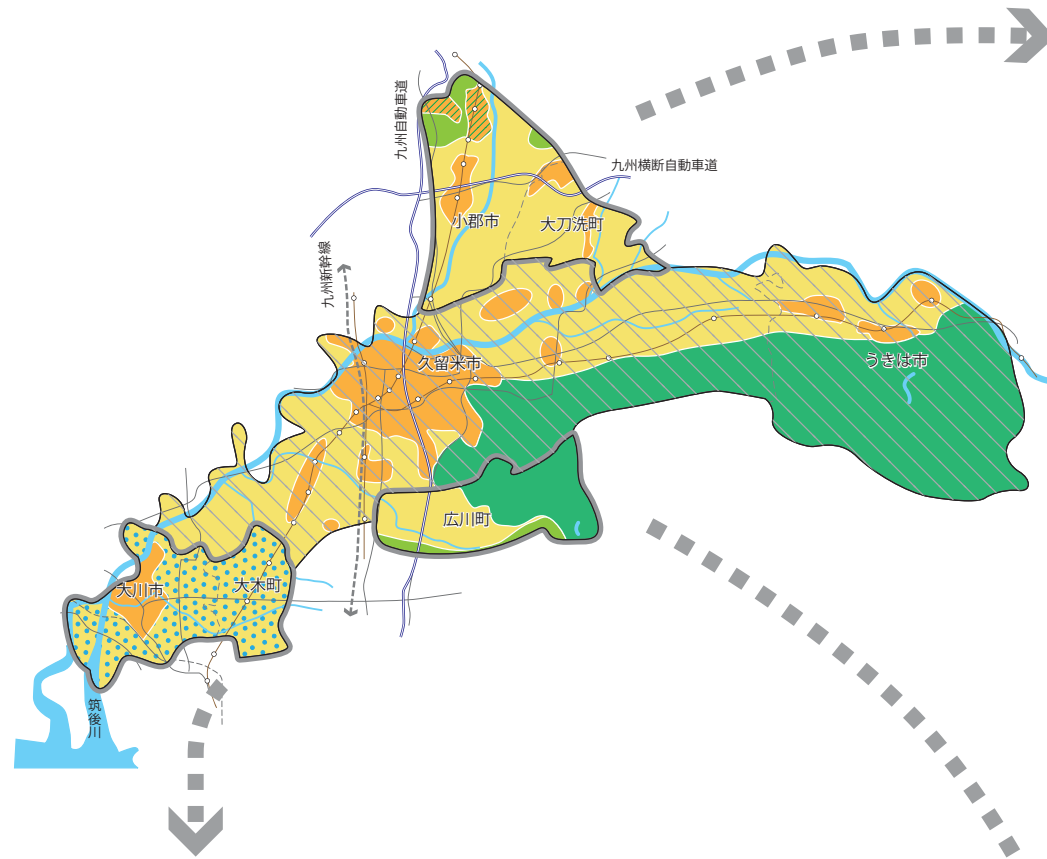
景観に影響の大きな建築・開発行為について、事前の届出を義務づけ、審査を行い良好な景観形成を誘導します。

■ 景観形成基準

筑後川流域は、豊かな景観を色濃く残す地域です。それは、地形を素地に自然に寄り添いながら自然と共に歴史の流れの中で、人々の営みが創り出してきたものであり、それを今、私たちが筑後川流域の特徴ある景観として見る事ができています。

そうした筑後川流域の景観を、同じ景観特性を持つ領域ごとに捉え、下図の「筑後川流域の景域図」に示すとおり、6つの景域に区分し、一般基準の適用を行います。また、流域内で広域的に連続する景観として、「主要な河川沿い」、「主要な沿道」を対象に「特定基準」を付加します。

筑後川流域の景域図（全体図）



凡例

【一般基準の適用区分】

- 山の景域
- 丘の景域
- 丘陵市街地の景域
- 市街地の景域
- 田園の景域
- 水郷の景域

【特定基準の適用区分】

- 河川景観保全ゾーン
- 沿道景観保全ゾーン
- 景観行政団体

各景域の考え方

① 山の景域

田園地域の背景となる景緑の観として樹林地の保全を図るとともに、段畑や茶畑などの営みとともにある山間の静かな暮らしと調和した山の景観を保全します。



② 丘の景域

緩やかな起伏に豊かな緑が映える丘陵地では、果樹園や茶畑などの営みの景観や樹林地からなる緑と調和した美しい丘の景観を保全します。



③ 丘陵市街地の景域

丘陵地に広がる市街地では、背景の山並みや緑とともに重なり合う建築物群として見えることから、緩やかな起伏に沿いながら緑と調和した市街地景観を形成します。



④ 市街地の景域

まちとしての活力やにぎわいを感じさせながらも、周囲の恵まれた自然と調和したまともりある市街地景観を形成します。



⑤ 田園の景域

豊かな実りをもたらす農地と集落等からなる田園では、広々とした大地を感じさせる美しく穏やかな田園景観を保全します。



⑥ 水郷の景域

自然に寄り添い受け継がれてきた生活文化を継承し、水辺環境の保全を図るとともに、水路が張り巡る田園と集落からなる水郷景観を保全します。



景域ごとの一般基準

それぞれの景域の特性と調和するよう、建築物・工作物、開発行為、土地の形質の変更等について、配置、形態意匠、色彩、緑化などの配慮すべき基準を定めます。

		山の景域	丘の景域	丘陵市街地の景域	市街地の景域	田園の景域	水郷の景域
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 周辺の環境や地形等に十分配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 段畑や河川沿いの自然景観を阻害しない配置とする。	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 周田との連続性に配慮した配置とする。	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、周田との連続性に配慮した配置とする。	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 有機的な掘割（クリーク）の残る集落では、水辺との関わりを意識した配置とする。
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 段畑や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。	<input type="checkbox"/> ふもとの田園地域から見た際、丘陵地の稜線を切るような高層建築物はできる限り避け、勾配屋根を設置するなど、周田の山並みとなじむ形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の田園地域から見た際、背景に広がる山の緑と調和し、まとまりある丘陵市街地を形成するよう、周田から突出する奇抜なものは避ける。	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性をふまえ、周辺の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周田から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 有機的な掘割の残る集落では、伝統的な佇まいを模範に、掘割が創り出している田園景観に損なわない形態・意匠とする。
	圧迫感の軽減		<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周田に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周田に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周田に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周田に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周田に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類		<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周田の景観に影響を与えないよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周田の景観に影響を与えないよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周田の景観に影響を与えないよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周田の景観に影響を与えないよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周田の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周田の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。	<input type="checkbox"/> 周田の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。	<input type="checkbox"/> 周田の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。	<input type="checkbox"/> 周田の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。	<input type="checkbox"/> 周田の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。	<input type="checkbox"/> 周田の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 丘陵地である特性をふまえ、背景の山の緑と一体となった緑豊かな丘陵市街地の景観となるよう、敷地の斜面側では、できる限り樹木による植栽を施す。	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 掘割等に隣接する敷地では、掘割等との連続性に配慮する。	
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。					
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。		<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
	既存樹木・樹林等の保全		<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。			<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。			<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。			<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。			<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。

■特定基準

筑後川、宝満川といった主要な河川沿いの景観や、流域内外を結ぶ主要な幹線道路の沿道景観等、広域的に連続する景観について、一般基準に上乗せするきめ細やかな基準を設定し、流域の魅力向上を図ります。

「河川景観保全ゾーン」の基準

河川景観保全ゾーン			景観形成基準
建築物・工作物	形態・意匠・	連続性への配慮	□堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。 ・・・図1
		設備類	□屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないように配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。 ・・・図1
開発行為・土地の形質の変更等		周辺環境	□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。
		土石類の採取	□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。
		物件の堆積	□資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。

「沿道景観保全ゾーン」の基準

沿道景観保全ゾーン			景観形成基準
建築物・工作物	形態・意匠・	連続性への配慮	□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。
		緑化	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。



筑後川沿いの景観



宝満川沿いの景観



国道442号沿いの景観



(主)久留米筑紫野線沿いの景観

■環境色彩基準

JIS日本工業規格の標準である「マンセル表色系」による色相、明度、彩度といった数値による尺度を使い、流域の景観を阻害しないよう景観誘導を行います。

■景観誘導のイメージ



建築物	景域	部位	色相	明度	彩度
建築物	山	外壁基調色	7.5R~2.5Y	7.5以下	4.0以下
			無彩色(N)	7.5以下	
			上記以外の色相	7.5以下	2.0以下
		屋根色	2.5GY~7.5BG	7.5以下	4.0以下
			無彩色(N)	7.5以下	
			上記以外の色相	5.0以下	2.0以下
丘、丘陵市街地、田園、水郷	外壁基調色	有彩色	—	4.0以下	
		無彩色(N)	—		
	屋根色	有彩色	7.5以下	4.0以下	
		無彩色(N)	7.5以下		
市街地	外壁基調色	有彩色	—	6.0以下	
		無彩色(N)	—		
	屋根色	有彩色	—	4.0以下	
		無彩色(N)	—		
工作物	山	全て	7.5以下	4.0以下	
	丘、田園、水郷、丘陵市街地、市街地	全て	—	4.0以下	

◆マンセル表色系とは◆

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、筑後川流域景観計画では、JIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相(しきそう)」「明度(めいど)」「彩度(さいど)」の3つの尺度を組み合わせて表します。

●色相は、いろあいを表します。10種の基本色、赤(R)、橙(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)を表し、さらにそれを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。

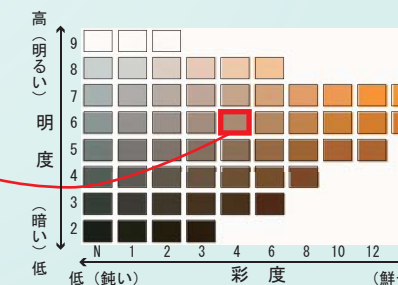
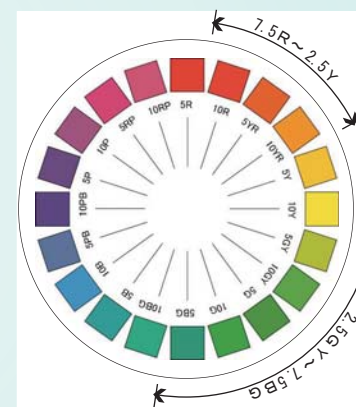
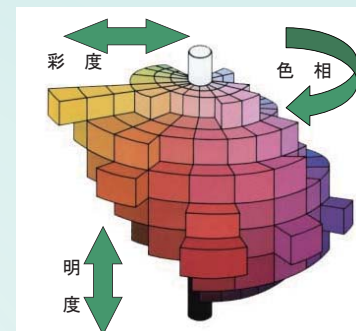
●明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。

●彩度は、鮮やかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒・グレー・白などの無彩色は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は16程度です。

●マンセル値の表し方

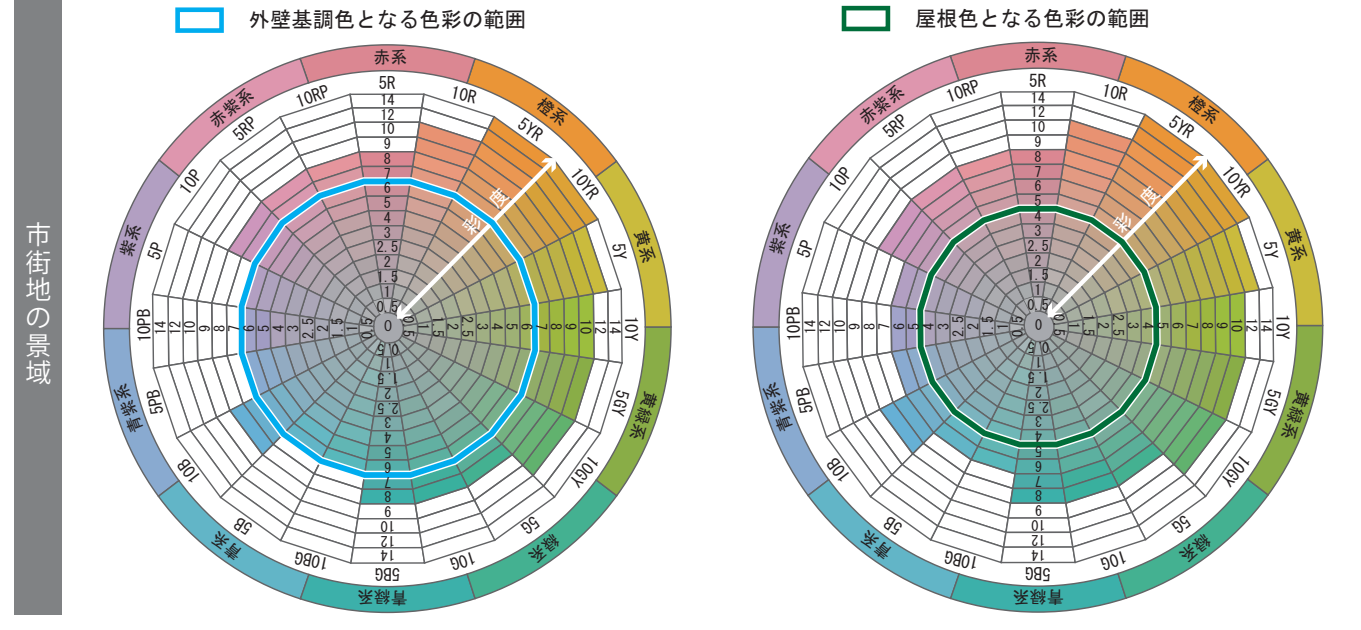
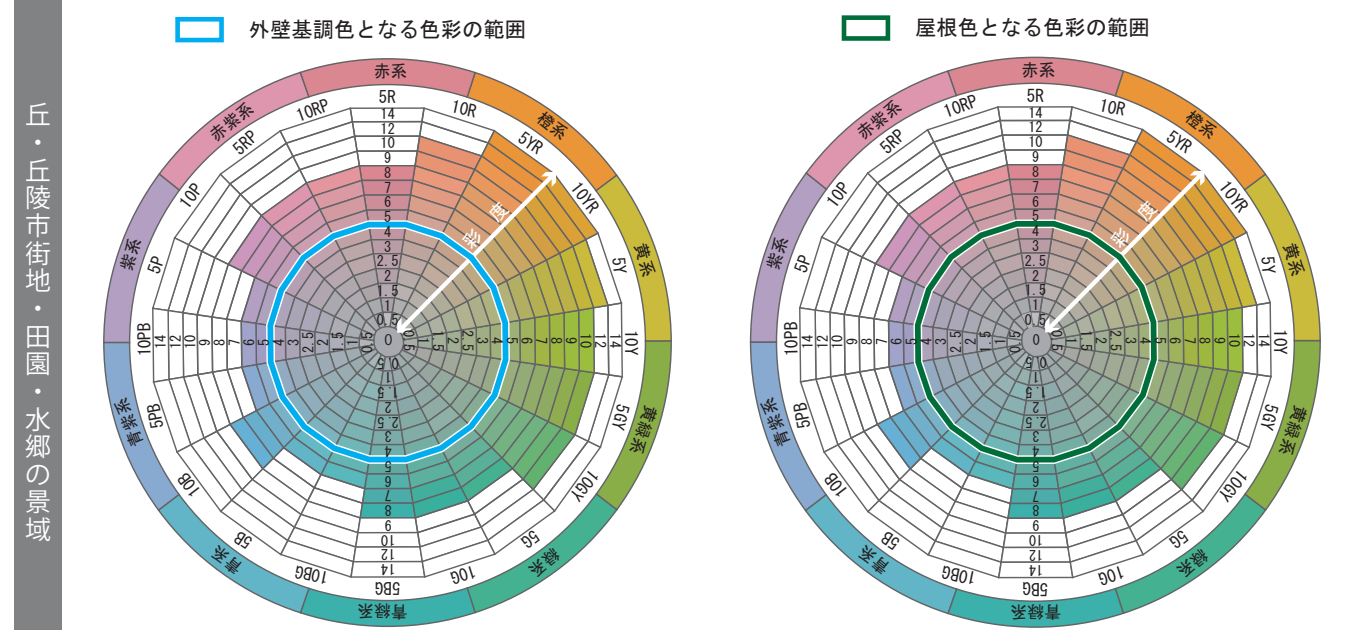
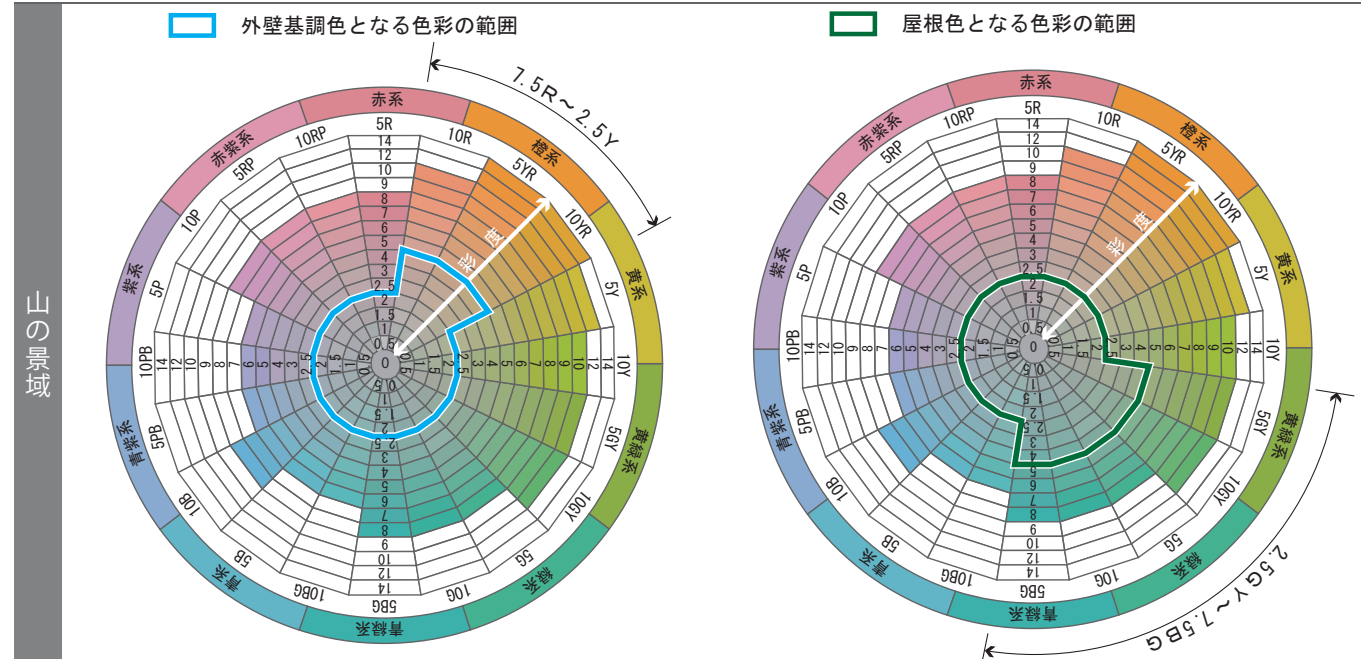
色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、右記のように読みます。

5YR 6 / 4
5ワイアール 6 ノ 4
(色相) (明度) (彩度)



参考…建築物の色彩基準のイメージ

注) ここで使用している色相環は、明度7を基準としている。



協働して守り育てる景観の保全・整備

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

筑後川流域には、地域固有の歴史を物語る建造物や樹木、伝統的工法や生活文化を今に伝える建造物、先人たちの技術を駆使した治水・利水の構造物、地域のシンボルとして人々に親しまれている建造物・樹木などが数多く存在し、地域の人々に大切に守られています。これらを後世に継承していくために、所有者等の意向を確認した上で、景観法に基づき「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として適切に保全ができるよう、これらの指定方針を定めます。



大藪三島神社楼門 (大木町)



恵利堰 (大刀洗町)

(2) 広域的な景観形成に重要な公共施設

広域景観の骨格をなしている河川、流域内外をつなぐ主要道路、街道など道を活かしたまちづくりにおいて重要な役割を担う道路を「景観重要公共施設」に指定し、その整備方針を定めることにより、周囲の景観と調和した良好な景観形成を誘導します。



隼鷹神社境内のクヌキ群 (小郡市)

(3) 屋外広告物の景観誘導方針

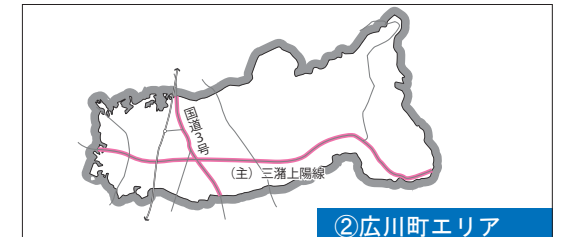
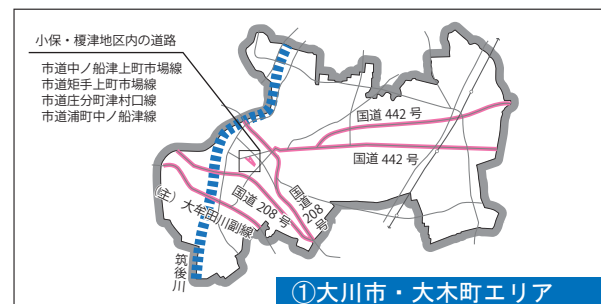
筑後川流域の個性や魅力ある景観の保全・創出を図るため、建築物等とあわせて、景観上重要な要素である屋外広告物について「景観誘導方針」を定め、良好な景観形成への誘導を行います。

また、屋外広告物の許可に係る詳細な基準については、福岡県屋外広告物条例等において必要な制限を定めることとします。

(4) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

筑後川流域には、山間部や丘陵部に段畑や茶畑、果樹園、中・下流域の平野部では広がりのある田園、下流低地では特有の地域風土からなる掘割(クリーク)など、農業を基盤とする営みにより育まれた魅力的な景観が広がっています。これらの景観を継承していくには、景観と調和のとれた良好な営農環境を整備・確保していくことが必要であり、そのために市町が「景観農業振興地域整備計画」を策定していく場合には、県は当該市町を支援していきます。

景観重要公共施設の位置図



■個性を活かした景観まちづくりの推進

地域の歴史や文化を背景とした個性ある景観まちづくりが進められている地区や、地域のシンボルとなる山や建造物等への眺望景観を保全する取組みについて、継続的な景観まちづくり活動や地域独自のきめ細やかなルールづくり等への支援、景観を整備するための事業の導入などに地域住民、市町、県が協力・連携して取り組みます。



(1) 継続的な景観まちづくりに向けて（景観醸成モデル地区）

●小保・榎津地区（大川市）

筑後川河口に近いこの地区は、近世には久留米藩と柳川藩の藩境のまちとして栄え、その歴史を今に伝える歴史的な町並みが残っています。筑後川の水運とともに木工業で栄え、現在でも伝統的な建具産業が継承されており、住民が中心となって地域の特性を活かしたイベントを行うなど歴史的町並みの保存や活用に取り組んでいます。



●若津港地区（大川市）

筑後川の水運と木工業の発展により下流域の産業を牽引してきた地区で、往時の賑わいや隆盛を今に伝える旧三瀬銀行等の歴史的建造物が保全・活用されています。また、時間とともに変化する筑後川と昇開橋からなる美しい景観を望むことができ、こうした景観を活かした取り組みが期待されます。



●松崎地区（小郡市）

旧薩摩街道の宿場町として栄えた歴史を今に伝える旅籠や町家、枳形道路、南北の構口等の歴史的資源が多く残るこの地区では、住民が中心となって旅籠油屋の保存運動を行ったり、松崎景観憲章を定めるなどして、地区の特性を活かした町並み形成に取り組んでいます。



●花立山地区（小郡市）

「筑後富士」と呼ばれる美しい山容や豊かな緑、山頂の神社への参道に住民の手によって植えられた桜並木は多くの人々にとって身近な眺望の対象となっています。ふもとの城山公園とあわせ、人々が散策等を楽しむ公共的な場でもあり、適切に、豊かな緑や自然環境の保全を図っていくことが求められます。



●おおき循環センターくるるん周辺地区（大木町）

「環境と資源循環」をテーマに、水路や周辺農地を含めた整備が予定されるこの地区では、体験学習や地産地消等のモデル的な取り組みを通して、水とともに育まれてきた地域の風土や文化、水郷の景観等を住民とともに再認識する場となることを期待されています。



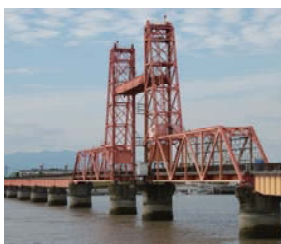
(2) 地域のシンボルとなる眺望景観の保全

地域の人々に親しまれているシンボリックな眺望景観は、一度なくなってしまうと元に戻すことはできない地域の財産であり、公共空間等の視点場からの眺望景観は特に保全を図っていくことが必要です。

地域で守るべき眺望景観を共有し、眺望保全に向けたルールを定める等の景観誘導を図ることが必要です。



今村カトリック教会への眺め



昇開橋への眺め

■景観形成につながる活動の推進

(1) 景観資源を活用した活動

豊かな自然と人々の暮らしと密接に関わってきた歴史は流域の成り立ちを多くの人々に伝える貴重な資産です。筑後川や宝満川等の支流、豊かな里山、広大な田園、各地の神社仏閣や酒蔵など歴史的な建造物や伝統工芸などによって形成される景観を後世に継承するため、その価値や意味を多くの人々が理解し、活用できるような取り組みを進めていきます。



さるこいフェスタの様子

(2) 景観形成の啓発・継承活動

より多くの住民や事業者が景観に関心をもち、日常生活に関わる身近な活動を入り口として、景観まちづくりに取り組む人が少しずつ増えれば、地域の景観は確実に向上します。そのため、イベントや講習会、コンテストなどの景観形成への関心を高める啓発活動、学校教育、生涯学習、環境学習など様々な場面を通じて、次世代への継承活動を進めていきます。



景観まちづくり学習の様子

(3) 地域マネジメントによる景観まちづくり活動

行政が主体的に担う規制・誘導方策だけではなく、地域住民・団体が自らの地域の景観を把握し、守る活動も重要です。地域主体による「景観パトロール」や「景観フィールドワーク」などを推進し、様々な景観情報を収集し、データベースとして情報の共有化を図っています。また、これらを災害復旧や地区レベルでの景観づくりにも役立てていきます。



堀干し体験

(4) 営みの景観を支える活動

農林業をはじめとした生業が創り出した「営みの景観」は筑後川流域の特徴的な景観です。これらは、農林漁業や工芸品加工などの産業が日常的に営まれることによって維持されています。そのため、耕作放棄地の活用や荒廃森林の再生、農林水産物のブランド化などによる活性化や、グリーンツーリズムなどの都市と農山漁村の交流を進めていきます。



ヒマワリの栽培

■パートナーシップの推進

良好な景観形成を持続的に推進していくため、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれの役割を担うとともに、「筑後川流域景観協議会」において、良好な景観形成に必要な協議を行い、協議が整った事項に基づき実施する仕組みを整えていきます。

推進体制（案）

